

大阪市告示第1027号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条例第3条第4項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和8年7月31日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 港スポーツセンター 第1体育場 第2体育場 多目的室	令和8年8月10日（月）	午前7時から 午後9時まで
	令和8年8月17日（月）	午前9時から 正午まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 港スポーツセンター 第1体育場 第2体育場 多目的室	令和8年8月11日（火）から 同月16日（日）まで	午前7時から 午後9時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）